

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年8月17日(2023.8.17)

【公開番号】特開2022-34911(P2022-34911A)

【公開日】令和4年3月4日(2022.3.4)

【年通号数】公開公報(特許)2022-039

【出願番号】特願2020-138843(P2020-138843)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/10(2012.01)

10

D 06 F 95/00(2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/10

D 06 F 95/00

【手続補正書】

【提出日】令和5年8月7日(2023.8.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システムにおいて、
前記コインランドリーに設置されたランドリー装置の利用に従ったランドリー終了時刻
を含む情報を出力する集中精算機と、

前記コインパーキングに駐車した車の駐車開始時刻、および前記情報を受信した入力時
刻を少なくとも記録して、前記駐車した車の駐車料金を精算する精算機と、
を有し、

前記精算機は、前記入力時刻から前記ランドリー終了時刻に第1猶予時間を加えた終了時
刻を差引いて前記駐車料金を精算する

ことを特徴とするコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項2】

コインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システムにおいて、
前記コインランドリーに設置されたランドリー装置の利用に従ったランドリー終了時刻
を含む情報を出力する集中精算機と、

前記情報を前記集中精算機から直接又は間接的に受信する携帯機器と、

前記コインパーキングに駐車した車の駐車開始時刻、および前記携帯機器から前記情報
を受信した入力時刻を少なくとも記録して、前記駐車した車の駐車料金を精算する精算機
と、

を有し、

前記精算機は、前記入力時刻から前記ランドリー終了時刻に第1猶予時間を加えた終了時
刻を差引いて前記駐車料金を精算する

ことを特徴とするコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項3】

前記精算機は、前記入力時刻が前記終了時刻より小さい場合、前記駐車料金を無料として
精算することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のコインランドリーに併設され
るコインパーキングの管理システム。

【請求項4】

40

50

前記精算機は、前記入力時刻が前記終了時刻より大きい場合、前記入力時刻から前記終了時刻を差引いた時間を超過料金として徴収することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項5】

前記精算機は、前記情報を受けない場合、前記入力時刻から前記駐車開始時刻を差引いた時間に対し定めた駐車料金を徴収することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項6】

前記精算機は、前記情報の複数回の受信を許可すると共に、n回目(nは2以上の整数)駐車開始時刻、およびn回目の前記情報を受信したn回目入力時刻を記録し、
10

前記精算機は、前記入力時刻が前記終了時刻より比較的小さく、n回目の受信が行われた場合で、且つ前記n回目入力時刻が前記ランドリー終了時刻に第2猶予時間を加えた第2終了時刻より小さい場合、前記駐車料金の無料として精算することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。
。

【請求項7】

前記精算機は、前記n回目入力時刻が前記第2終了時刻より大きく、且つ前記n回目入力時刻から前記n回目駐車開始時刻を差引いた差引時間が第3猶予時間より小さい場合、前記駐車料金の無料として精算することを特徴とする請求項6に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。
20

【請求項8】

前記精算機は、前記差引時間が第3猶予時間より大きい場合、前記差引時間から前記第3猶予時間を差引いた時間を超過料金として徴収することを特徴とする請求項7に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項9】

コインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システムにおいて、

前記コインランドリーに設置されたランドリー装置の利用に従った支払い金額の情報を出力する集中精算機と、

前記コインパーキングに駐車した車の駐車開始時刻、および前記情報を受信した入力時刻を少なくとも記録して、前記駐車した車の駐車料金を精算する精算機と、
30
を有し、

前記精算機は、前記入力時刻から前記駐車開始時刻を差引いた時間に対し定めた駐車料金を求め、前記駐車料金から前記支払い金額を差引いて精算することを特徴とするコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項10】

コインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システムにおいて、

前記コインランドリーに設置されたランドリー装置の利用に従った支払い金額の情報を出力する集中精算機と、

前記情報を前記集中精算機から直接又は間接的に受信する携帯機器と、

前記コインパーキングに駐車した車の駐車開始時刻、および前記携帯機器から前記情報を受信した入力時刻を少なくとも記録して、前記駐車した車の駐車料金を精算する精算機と、
40
を有し、

前記精算機は、前記入力時刻から前記駐車開始時刻を差引いた時間に対し定めた駐車料金を求め、前記駐車料金から前記支払い金額を差引いて精算することを特徴とするコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項11】

前記精算機は、前記駐車料金が前記支払い金額より小さい場合、前記駐車料金を無料として精算することを特徴とする請求項9又は請求項10に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。
50

【請求項 1 2】

前記精算機は、前記駐車料金が前記支払い金額より大きい場合、前記駐車料金から前記支払い金額を差引いた差額金額を駐車料金として徴収することを特徴とする請求項 9 又は請求項 10 に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項 1 3】

前記精算機は、前記情報を受けない場合、前記情報の入力時刻から前記駐車開始時刻を差引いた時間に対し定めた前記駐車料金を徴収することを特徴とする請求項 9 又は請求項 10 に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項 1 4】

前記精算機は、前記情報の複数回の受信を許可すると共に、n 回目 (n は 2 以上の整数) 駐車開始時刻、および n 回目の前記情報を受信した n 回目入力時刻を記録し。 10

前記精算機は、前記駐車料金が前記支払い金額より比較的小さく、且つ n 回目の受信が行われた場合で、且つ前記 n 回目入力時刻が前記ランドリー終了時刻に第 2 猶予時間を加えた第 2 終了時刻より小さい場合、前記駐車料金の無料として精算することを特徴とする請求項 9 又は請求項 10 に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【請求項 1 5】

前記精算機は、前記 n 回目入力時刻 T₅ が前記ランドリー終了時刻 T₃ に前記第 2 猶予時間 M₃ を加えた第 2 終了時刻より大きく場合、且つ前記 n 回目入力時刻から前記 n 回目駐車開始時刻を差引いた時間が第 3 猶予時間より小さい場合、前記駐車料金の無料として精算することを特徴とする請求項 14 に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。 20

【請求項 1 6】

前記精算機は、前記 n 回目入力時刻から前記 n 回目駐車開始時刻を差引いた時間が第 3 猶予時間より大きい場合、前記 n 回目入力時刻から前記 n 回目駐車開始時刻を差引いた時間から前記第 3 猶予時間を差引いた時間を超過料金として徴収することを特徴とする請求項 15 に記載のコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

実施形態に係るコインランドリーに併設されるコインパーキングの管理システムは、前記コインランドリーに設置されたランドリー装置の利用に従ったランドリー終了時刻を含む情報を出力する集中精算機と、前記コインパーキングに駐車した車の駐車開始時刻、および前記情報を受信した入力時刻を少なくとも記録して、前記駐車した車の駐車料金を精算する精算機と、を有する。前記精算機は、前記入力時刻から前記ランドリー終了時刻に第 1 猶予時間を加えた終了時刻を差引いて前記駐車料金を精算することを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

【図 1】実施形態に係るコインパーキングの管理システムの全体構成を示す図である。

【図 2】実施形態に係るコインパーキングの精算機の外観形状の正面図である。

【図 3】実施形態に係るコインパーキングの精算機の制御装置を示すブロック図である。

【図 4】実施形態に係るコインランドリーの集中精算機の外観形状の正面図である。

【図 5】実施形態に係るコインランドリーの集中精算機によって出力されるサービス券の

50

一例を示す図である。

【図 6】実施形態に係るコインランドリーの集中精算機の制御装置を示すブロック図である。

【図 7】実施形態に係る管理システムの第 1 精算処理の工程を示す図である。

【図 8】実施形態に係る管理システムの第 1 精算処理における精算機の駐車料金の処理手順を示す第 1 フローチャートである。

【図 9】実施形態に係る管理システムの第 1 精算処理における精算機の駐車料金の処理手順を示す第 2 フローチャートである。

【図 10】実施形態に係る管理システムの第 2 精算処理の工程を示す図である。

【図 11】実施形態に係る第 2 精算処理におけるコインランドリーの集中精算機によって出力される金券のサービス券の金額例を示す図である。 10

【図 12】実施形態に係る管理システムの第 2 精算処理における精算機の駐車料金の処理手順を示す第 1 フローチャートである。

【図 13】実施形態に係る管理システムの第 2 精算処理における精算機の駐車料金の処理手順を示す第 2 フローチャートである。

【図 14】実施形態に係るスマートフォン等の携帯機器を利用してコインパーキングの管理システムのサービスを実施する第 1 の実施例である。

【図 15】実施形態に係るスマートフォン等の携帯機器を利用してコインパーキングの管理システムのサービスを実施する第 2 の実施例である。

【図 16】実施形態に係るスマートフォン等の携帯機器を利用してコインパーキングの管理システムのサービスを実施する第 3 の実施例である。 20

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 2】

サービス券には、サービス券 No.、コインランドリー 3 0 の店舗コード、ランドリー (LD) 終了時刻 T 3、駐車終了猶予時間 M 2、支払金額 A、等の情報を含む QR コードが印刷される。この QR コードは、制御部 4 0 0 の制御において、サービス券処理部 4 0 6 によって作成される。そして、その QR コード付きサービス券が印刷部 4 0 7 により印刷され、受取口 3 7 5 から利用者に提供される。LD 終了時刻 T 3 は、コース選択に従ってランドリー装置 3 1 0 で自動算出される終了予定時刻であるが、実際の終了時刻であっても良い。駐車終了猶予時間 M 2 は、LD 終了時刻 T 3 に加えられる猶予時間である。なお、ランドリー装置 3 1 0 を起動するスタートボタンを押下した LD 開始時刻 T 2 を QR コードに含めても良い。LD 開始時刻 T 2 を含めると、ランドリー稼働時間である実利用時間 (T 3 - T 2) を算出することも出来る。 30

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

例えば、容量 1 2 kg の洗濯コースを選択した場合、デフォルトで表示される「3 0 分 7 0 0 円」のコース内容を了解するのであれば、表示される料金の支払い(前払い精算処理)を行い、画面のスタートボタンを押すことで洗濯機が稼働する。この洗濯コースは、本洗：6 分、ススキ(1) 3 分、ススキ(2) 2 分、脱水 8 . 5 分の各時間を含んでいる。利用者は、例えばコース料金 7 0 0 円を 9 0 0 円に変更、予洗 2 . 5 分の追加、本洗 6 分を 8 分に変更、脱水 8 . 5 分を 6 分に変更可能である。その他、水位の変更、ススキ(3) の追加、脱水回転速度の変更、ソフト剤投入時間の変更等が行える。これらの操作は 50

、タッチパネル表示部 350 に表示されるメニューから行う。料金の支払いは、プリペイドカード決済、又は現金決済、又は電子マネー決済を利用者に操作に従って行う。例えば、プリペイドカード決済の場合、プリペイドカード決済ユニット 360 からのプリペイドカード入力に基づいてカード処理部 403 にて支払い処理を実行する。また現金決済の場合、紙幣挿入口 365 および又はコイン挿入口 370 からの紙幣／コインの現金入力に基づいて現金処理部 404 にて支払い処理を実行する。また電子マネー決済の場合、電子マネー決済ユニット 390 からの電子マネー入力に基づいて電子マネー処理部 405 にて支払い処理を実行する。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

図 7 に戻り、制御部 400 は精算処理が終了したと判断すると、印刷部 407 からサービス券を発券し、受取口 375 に出力する。サービス券には、上述したようにサービス券 No.、店舗コード、LD 終了時刻 T3、駐車終了猶予時間 M2、支払金額 A、等の情報が QR コードとして印刷されている。ここでは、支払い精算処理後にサービス券を発券するとしたが、選択したランドリー装置 310 の動作が全て終了した時に、受取口 375 に出力するようにしても良い。この場合、利用者がサービス券を取り忘れないように、スピーカ 380 から「サービス券受取」を音声出力することが好ましい。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

図 9 は、第 1 精算処理におけるコインパーキング 20 の精算機 230 の駐車料金の処理手順を示す第 2 フローチャートである。

コインランドリー 30 の利用時間が前記の様に 120 分と長いと、利用者はコインランドリー 30 内で待機するのではなく、自宅に一旦戻り再度出直すことや、その待機時間に別な店舗での用事を済ます行為等が考えられる。そのため、コインパーキング 20 から車を出庫して、再度駐車することが予想される。このような場合、被洗濯物の持ち帰りの行為だけでコインパーキング 20 を利用することになるが、その駐車に対して駐車料金の支払いを求めると利用者から不満が出る。そこで、利用当日であればサービス券の複数回の読み取りを許可することで、更に利用者の利便性を向上させるものである。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

図 14 は、サービス券の紙出力に代えて、スマートフォン 500 等の携帯機器を紙の代わりに使用して、同様のサービスを実施する例を示す。

コインランドリー 30 の集中精算機 320 は、主にメンテナンスを行うために遠隔地で操作できるクラウド・システム 510 を利用し、利用者が所有するスマートフォン 500 でクラウド・システム 510 にアクセスすることで、サービス券などに利用できる QR コードを取得することで紙出力に代える。

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

10

20

30

40

50

【補正対象項目名】0063

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0063】

図15は、サービス券の紙出力に代えて、スマートフォン500等の携帯機器のカメラとディスプレイを紙の代わりに使用して、同様のサービスを実施する例を示す。集中精算機320は、サービス券を発券する代わりにタッチパネル表示部350にQRコード520を表示する。利用者は、所有するスマートフォン500のカメラ機能を使用して、このQRコード520を撮影する。利用者は、駐車料金の精算時に撮影したQRコード520をスマートフォン500に表示し、紙のサービス券と同様に精算機230の読み取り機170に読み取らせる。このようにすれば、サービス券の紙出力を削減できる。10

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0066

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0066】

以上の説明の通り、実施形態の店舗に併設されるコインパーキングの管理システムは、コインランドリー30に設置されたランドリー装置310の利用に従ったランドリー終了時刻T3を含む情報を出力する集中精算機320と、コインパーキング20に駐車した車の駐車開始時刻T1、および上記情報を受信した入力時刻T4を少なくとも記録して、駐車した車の駐車料金を精算する精算機230と、を有し、精算機230は、入力時刻T4からランドリー終了時刻T3に第1猶予時間M2を加えた終了時刻(T3+M2)を差引いて駐車料金を精算するので、併設されるコインパーキング20ではランドリー利用者が優遇される。20

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0067

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0067】

また実施形態の店舗に併設されるコインパーキングの管理システムは、コインランドリー30に設置されたランドリー装置310の利用に従ったランドリー終了時刻T3を含む情報を出力する集中精算機320と、上記情報を集中精算機320から直接又は間接的に受信する携帯機器500と、コインパーキング20に駐車した車の駐車開始時刻T1、および携帯機器500から上記情報を受信した入力時刻T4を少なくとも記録して、駐車した車の駐車料金を精算する精算機230と、を有し、精算機230は、入力時刻T4からランドリー終了時刻T3に第1猶予時間M2を加えた終了時刻(T3+M2)を差引いて駐車料金を精算するので、併設されるコインパーキング20では、ランドリー利用者が優遇される。また、携帯機器500を用いているので、例えばサービス券の印刷を削減することができる。また、携帯機器500の電子マネー決済を利用することができますので、精算処理が簡単に行える。40

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

また精算機230は、上記情報を受信しない場合、入力時刻T4から駐車開始時刻T1を差引いた時間(T4-T1)に対し定めた駐車料金を徴収するので、コインランドリー50

30に併設されるコインパーキング20を一般の駐車場としても安心して利用できる。

【手続補正13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0071

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0071】

また精算機230は、上記情報の複数回の受信を許可すると共に、n回目（nは2以上の整数）駐車開始時刻T6、およびn回目の情報を受信したn回目入力時刻T5を記録し、精算機230は、入力時刻T4が終了時刻（T3+M2）より比較的小さく、n回目の受信が行われた場合で、且つn回目入力時刻T5がランドリー終了時刻T3に第2猶予時間M3を加えた第2終了時刻（T3+M3）より小さい場合、駐車料金の無料として精算するので、コインパーキング20から車を出庫して休憩又は別な用事を済ませることができ、更にn回目の駐車が被洗濯物の取り出し程度の駐車時間と判断したならば駐車料金が無料となるので、コインパーキング20を安心して利用することができる。

10

【手続補正14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0074

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0074】

また実施形態の店舗に併設されるコインパーキングの管理システムは、コインランドリー30に設置されたランドリー装置310の利用に従った支払い金額MAの情報を出力する集中精算機320と、コインパーキング20に駐車した車の駐車開始時刻T1、および上記情報を受信した入力時刻T4を少なくとも記録して、駐車した車の駐車料金を精算する精算機230と、を有し、精算機230は、入力時刻T4から駐車開始時刻T1を差引いた時間（T4-T1）に対し定めた駐車料金MBを求め、駐車料金MBから支払い金額MAを差引いて精算（MB-MA）するので、ランドリー利用者はランドリー装置の利用料金に従った支払い金額（金額MA）で駐車料金MBが割り引かれ、安心して併設されるコインパーキング20を利用することができる。

20

【手続補正15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0075

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0075】

また実施形態の店舗に併設されるコインパーキングの管理システムは、コインランドリー30に設置されたランドリー装置310の利用に従った支払い金額MAの情報を出力する集中精算機320と、上記情報を集中精算機320から直接又は間接的に受信する携帯機器500と、コインパーキング20に駐車した車の駐車開始時刻T1、および携帯機器500から上記情報を受信した入力時刻T4を少なくとも記録して、駐車した車の駐車料金を精算する精算機230と、を有し、精算機230は、入力時刻T4から駐車開始時刻T1を差引いた時間に対し定めた駐車料金MBを求め、駐車料金MBから支払い金額MAを差引いて精算するので、ランドリー利用者はランドリー装置の利用料金に従った支払い金額（金額MA）で駐車料金MBが割り引かれ、安心して併設されるコインパーキング20を利用することができる。また、携帯機器500を用いているので、例えばサービス券の印刷を削減することができる。また、携帯機器500の電子マネー決済を利用することができるので、精算処理が簡単に行える。

30

【手続補正16】

【補正対象書類名】明細書

40

50

【補正対象項目名】0077

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0077】

また精算機230は、駐車料金MBが支払い金額MAより大きい場合(MB < MA)、駐車料金から金券の金額を差引いた差額金額(MB - MA)を駐車料金として徴収するので、ランドリー装置の利用目的とそれ以外の目的でコインパーキング20を使用したとしても、ランドリー装置の利用時間に従った支払い金額MAが割り引かれるので、コインパーキング20を安心して利用することができる。

【手続補正17】

10

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0078

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0078】

また精算機230は、上記情報を受信しない場合、入力時刻T4から駐車開始時刻T1を差引いた時間(T4 - T1)に対し定めた駐車料金を徴収するので、コインランドリー30に併設されるコインパーキング20を一般の駐車場としても安心して利用できる。

【手続補正18】

20

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0079

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0079】

また精算機230は、上記情報の複数回の受信を許可すると共に、n回目(nは2以上の整数)駐車開始時刻T6、およびn回目の情報を受信したn回目入力時刻T5を記録し、精算機230は、駐車料金MBが支払い金額MAより小さく、n回目の受信が行われた場合で、且つn回目入力時刻T5がランドリー終了時刻T3に第2猶予時間M3を加えた第2終了時刻(T3 + M3)より小さい場合(T5 < (T3 + M3))、駐車料金の無料として精算するので、コインパーキング20から車を出庫して休憩又は別な用事を済ませることができ、更にn回目の駐車が被洗濯物の取り出し程度の駐車時間と判断したならば駐車料金が無料となるので、コインパーキング20を安心して利用することができる。

30

【手続補正19】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0083

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0083】

10...管理システム、20...コインパーキング、210...ロック板、

40

220...ロック板制御プロック、230...精算機、

30...コインランドリー、310...ランドリー装置、320...集中精算機、

100...表示部、110...スピーカ、120...カード挿抜口、

130...紙幣挿入口、140...コイン挿入口、150...出力ボックス、

160...カメラ、170...読み取り機、180...電子マネー読み取り機、

250...制御部、250a...内部メモリ、260...表示制御部、

270...クレジット処理部、275...現金処理部、280...読み取り処理部、

285...印刷部、290...通信部、350...タッチパネル表示部、

360...プリペイドカード決済ユニット、365...紙幣挿入口、

370...コイン挿入口、375...受取口、380...スピーカ、

385...案内ランプ、390...電子マネー決済ユニット、

50

3 9 5 ... カード販売ユニット、 4 0 0 ... 制御部、 4 0 1 ... タッチパネル表示制御部、
4 0 2 ... 呼び出し制御部、 4 0 3 ... カード処理部、 4 0 4 ... 現金処理部、
4 0 5 ... 電子マネー処理部、 4 0 6 ... サービス券処理部、 4 0 7 ... 印刷部、
5 0 0 ... スマートフォン（携帯機器）、 5 1 0 ... クラウド・システム、
5 2 0 ... QRコード

10

20

30

40

50